パブリックコメントの実施結果について

建築部 住環境政策課

内容: 新潟市営住宅条例・施行規則の一部改正について期間: 平成24年7月17日(火)~8月16日(木)

1. 提出状況

提出者数	提出件数	提出方法
2	3	電子メール(1)郵送(1)

2. 意見と考え方

	意見項目	意見等	市の考え方	修正
	总允·垻口	总 允 守	IJIVA与AA	修正
1	新整備基準「住宅の	共同使用の台所、浴室	単身高齢の入居者が増加す	なし
	附帯設備①②に係る	を希望する市営住宅入	る情勢の中で, 市営住宅に	
	市案への参酌基準の	居者は現在・将来とも	おけるコミュニティのあり	
	引用	存在しないと思われる	方を含め、水まわりにおけ	
		ので基準自体不要。	る多様な形態の需要に対応	
			できるよう,条文に記載し	
			ています。	
2	同上	公営住宅で共用部分の	同上	なし
		台所、浴室の設置は非		
		現実的ではないか。(削		
		除すべき)		
3	附帯施設について	住宅の附帯施設として	敷地の状況により駐車場を	なし
		駐車場も必要ではない	設けることが困難な場合も	
		か。(自動車を所有する	あり得ること, また, 他の	
		人が多い)	要綱等により共同住宅の駐	
			車場設置が規定されている	
			ことから、条文には記載し	
			ません。	